

平成30年度決算に係る定期監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>観光交流局 観光戦略課</p>	<p>鳥取県鉄道の旅魅力造成支援補助金について、交付金額に誤りがあった。</p> <p>概要：鉄道及び鉄道関係施設を活用した観光メニュー又は鉄道の旅を促進する観光メニューの造成に必要な経費を補助することとしていたが、人件費については、当該補助事業の補助対象経費でなかったにもかかわらず、補助対象経費である講師等謝金とみなして額の確定を行ったため、過大支出となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者：(株)A ・補助対象経費：(正) 608,661円 (誤) 1,583,212円 ・補助率：1/2(上限50万円) ・補助金額：(正) 304,330円 (誤) 500,000円 ・差額：195,670円（過大支出） ・発生の原因：担当者及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：支出金額の誤っているもの（5万円以上） 	<p>担当者が交付額決定の際に、補助対象となっていない人件費を対象経費として誤認していたこと及び副査、上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受け、補助事業者に対して、額の確定の訂正と過大交付となっていた金額の返納を行うよう通知し、超過交付分については、返納していただいた。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内に周知するとともに、補助金交付事務について所属内研修を行い、副査及び上司によるチェック体制を強化した。</p>
<p>観光戦略課</p>	<p>鳥取県外国人観光客倍増促進補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。</p> <p>概要：県から実績報告書の提出について催促はしていたものの、補助事業者からの提出が遅延したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付団体名：A(株) ・交付決定額：375,000円 ・確定額：146,570円 ・事業完了日：H30. 8. 3 ・提出期限：H30. 8. 23 ・受理日：H31. 3. 12 ・遅延日数：6か月18日 ・発生の原因：補助事業者の提出遅延及び担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延（6か月以上の遅延） 	<p>補助事業者に対して実績報告書の提出を督促したが、業務繁忙により実績報告書の提出が遅延したものである。</p> <p>監査指摘を受け、補助事業者に対して、補助金に係るフロー図、チェックリストを示し、補助金交付要綱に基づき事業完了後20日以内に実績報告書を提出するなど適切な事務手続を行うよう指導を行った。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内に周知するとともに、令和元年度に補助金交付決定を行っているものについて、実績報告書の提出が遅延しているものがないか改めて確認を行った。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
交流推進課	<p>平成30年度鳥取県ブラジル交流促進事業委託契約について、遑って契約していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>概要：研修員の宿泊先アパートの契約を前年度から継続しているため、平成30年4月1日付けで契約する必要があった。</p> <p>このため、同年3月30日を期限に見積書提出依頼文を送ったが、仕様書の変更が必要になることが判明した。</p> <p>仕様書変更について相手方との協議に時間を要することとなり、見積書の受理が遅れ、支出負担行為の事務手続が遅延し、契約日が遑りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(公財) A ・見積依頼日：H30. 3. 20 ・提出期限：H30. 3. 30 ・見積書受理日：H30. 4. 2 ・起案日：H30. 4. 4 ・決裁日：H30. 4. 4 ・契約日：H30. 4. 1 ・契約期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 ・遑り日数：3日 ・契約金額：5,353,200円 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない </div>	<p>年度開始目前に受入れ人数が変更となり、委託業務内容を変更する必要が生じ、契約の相手方から見積書の再徴取が必要となったが、期間が短かったこと及び進捗管理が十分に行われていなかったことにより、契約を開始すべき日に事務が間に合わなかったことによるものである。</p> <p>再発防止のため、委託契約に係る業務内容について必要な情報共有を行うとともに、上司が適切な進行管理を行うこととした。</p> <p>また、令和元年7月2日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、同月29日に開催された会計事務処理の講座を所属職員が受講し、適正な契約事務処理を徹底することを所属全体で確認した。</p>
地域振興部 文化政策課	<p>とっとり伝統芸能まつり企画運営実施業務委託契約について、提案書の審査結果の通知及び公表を行っていなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>概要：プロポーザル方式による審査会を実施、最優秀賞提案者決定後、審査結果を公表することなく審査会の2日後、見積書の提出を依頼していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案業者：2者 ・審査日：H30. 1. 24 ・見積依頼日：H30. 1. 26 ・契約日：H30. 2. 21 ・契約金額：11,396,336円 ・発生の原因：担当者及び上司の規則 </div>	<p>プロポーザル実施要領に審査結果の公表と通知を行う必要があることを定めていたものの、担当者の業務が集中して多忙であったこと及びプロポーザル事務に不慣れだったことにより、失念したものである。</p> <p>再発防止のため、「総合評価競争入札及びプロポーザル方式契約実施指針」など契約事務の基本的事項を確認し、適正な事務処理に努めるとともに、主査だけでなく副査、上司を含めて必要な事務を把握し、複数体制での進捗管理を徹底した。</p> <p>また、契約事務の適正化を徹底する</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>等の認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘の考え方：契約事務が著しく不適正 	<p>ため、所属長から職員に対し、関係規定や通知等を再確認し、不明な点があれば会計指導課に確認するなど、正確な事務処理に努めるよう注意喚起を行った。</p>
交通政策課	<p>鳥取発バスロケーションシステム実証業務委託契約について、遡って契約していた。</p> <p>概要：当該委託業務は、前年度からの引き続きの業務であり、平成30年4月1日から契約を締結する必要があったが、受託者からの見積書の内容に誤りがあり、その修正に時間を要し、支出負担行為の事務が事後となり、契約日が遡りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手方：A組合 決裁日：H30. 4. 3 契約日：H30. 4. 1 遡り日数：2日 契約期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 契約金額：8,637,999円 発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>提出された見積書に誤りがあったことから差替を依頼したが、相手方の業務繁忙により修正後の見積書の提出が3月末となったことによるものである。</p> <p>再発防止のため、3月初旬には、4月1日付けで契約を締結する必要がある業務の一覧表を作成し、契約時期を失しないようにすることとした。</p> <p>また、3月上旬の予算仮配当があり次第、予算成立を契約成立の条件として、負担行為に係る準備をあらかじめ行い、3月中に決裁を済ませた。</p>
埋蔵文化財センター	<p>鳥取県埋蔵文化財センター積善分館仮設整理作業棟解体委託業務契約について、遡って契約していた。</p> <p>概要：業者に業務を委託する前に支出負担行為を行う必要があったが、業務が完了するまでに支出負担行為を行なえばよいとの誤った認識から当該業務の事務処理が遅延し、遡及適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の相手方：A(株) 起案日：H30. 5. 9 決裁日：H30. 5. 10 契約日：H30. 5. 10 遡り日数：1か月5日 委託期間：H30. 4. 5～H30. 5. 31 契約金額：3,240,000円 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 指摘の考え方：支出負担行為が適期に 	<p>契約事務に対する担当者の認識不足が原因である。</p> <p>再発防止のため、今後は、相手方との事務手続の確認を徹底するとともに、不明な点は会計局に相談することを徹底した。</p> <p>また、会計処理の区切となる年度末までに処理すべき事務の一覧を作成して所内で情報共有して進捗管理を行うとともに、適正な契約事務手続について令和元年11月会計局開催の会計専門研修に参加し、所属内での周知徹底を図った。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	行われていない	
福祉保健部 ささえあい 福祉局福祉 保健課	<p>生活保護システム基準改定、システム保守業務、番号連携ユニット保守業務に係る委託契約について、遑って契約していた。</p> <p>概要：前年度中に見積依頼等を行い、年度当初に契約を締結する必要があったが、年度当初に事務担当者が変更となった際、当該事務の引継が適切に行われておらず、事務手続が遅延し支出負担行為の事務が事後となり、遑及適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(株) A ・決裁日：H30. 7. 13 ・契約日：H30. 7. 13 ・遑り日数：3か月12日 ・契約期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 ・契約金額：3,753,000円 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>当該職員の担当業務について、業務過多となっていたこと及び所属内での引継ぎ・情報共有と進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、当該職員が担当していた業務について複数の職員で業務を遂行する体制とするとともに、定型的な契約業務について、令和元年度の契約から複数年契約とするなど負担軽減を図った。</p> <p>また、契約事務について、年度当初においてリスト化し、所属内で共有しつつ進捗管理を行う。また部の予算執行状況DBを有効活用し、他の業務についても支出負担行為が適切な時期に行われているか随時確認を行うこととした。</p>
ささえあい 福祉局障がい福祉課	<p>障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業委託契約外1件について、遑って契約していた。</p> <p>概要：契約伺の所属決裁後、契約書の中にある実績報告書の様式に誤りがあったため、契約伺の取消しを行い再度起案したため、契約日が遑りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>契約事務に対する担当者及び上司のチェック及び進行管理が十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、契約事務に係る業務内容について、課内職員へ必要な情報共有を徹底するとともに、令和元年11月22日に開催された会計事務別研修会の内容を所属内で伝達研修し、契約事務に関する事項の周知徹底を図った。</p>
健康医療局 健康政策課	<p>財産貸付収入（土地：元東部健康増進センター）について、調定が遅延していた。</p> <p>概要：当該貸付料について、平成30年</p>	<p>送付した納入通知書の到達状況や納入状況の確認を多忙により失念してい</p>

(単位：円)

契約名	相手方	決裁日	契約日	遑り日数	契約期間	契約金額
①障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業委託契約	(有) A	H30. 9. 20	H30. 9. 10	10日	H30. 9. 10 ～ H31. 3. 31	1,777,660
②鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業委託契約	(一社) B	H30. 4. 4	H30. 4. 1	3日	H30. 4. 1 ～ H31. 3. 31	3,511,000

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>5月に調定し、貸付先の(合)Aに納付通知書を送付したが、納付されなかった。</p> <p>納入通知書の相手方への到達の確認ができなかったため、平成31年1月になって、平成30年5月に行った調定を取消し、改めて調定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付先：(合)A ・調定額：4,001,694円 ・貸付期間：H30.4.1～H31.3.31 ・調定すべき日：H30.4.1 ・調定年月日：H30.5.14 ・納期限：H30.6.4 ・再調定年月日：H31.1.24 ・収納日：H31.2.5 ・遅延日数：9か月23日 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計10万円以上で6か月以上の遅延） 	<p>たことによるものである。</p> <p>再発防止のため、平成31年4月からは事務分担を見直し、課内業務の平準化を図った。</p> <p>また、今回の監査の指摘事項を課内で伝達し、同様の事態が発生しないよう周知するとともに、調定業務においては、事前に相手方に連絡を行い、期限内納付を周知することとした。</p>
<p>健康医療局 健康政策課</p>	<p>平成28年度鳥取県予防接種事故対策費負担金について、額の確定が遅延していた。</p> <p>概要：本負担金は国庫負担金額の確定を受け、市町村負担金額を確定するものである。</p> <p>米子市は返納に係る予算措置を平成29年度予算で行っていたが、県は、平成29年度中に額の確定ができなかったため、米子市が平成30年度補正予算措置するのを待って額の確定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者：米子市 ・交付決定額：457,500円 ・額の確定額：344,940円 ・返納額：112,560円 ・実績報告受理日：H29.5.8 ・国への報告日：H29.6.30 ・国庫負担金額確定 通知書受理日：H30.3.20（額確定通知日：H30.3.14） ・額確定日：H31.1.8 ・遅延日数：9か月19日 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管 	<p>担当者が平成29年度中に額を確定することを失念していたこと、さらに米子市の予算措置を待っていたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、当該事務について、複数の職員で確認を行うなど、所属内で共有して進捗管理を行うこととした。</p> <p>また、該当市町村担当者とも調整をしながら、国庫負担金額の確定後遅滞なく対応するようにした。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>理不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘の考え方:額の確定事務が著しく遅延しているもの(6か月以上の遅延) 	
<p>子育て王国推進局子育て応援課</p>	<p>事業所間婚活コーディネーター設置事業業務に係る委託契約について、遑って契約していた。</p> <p>概要：当該事業は4月1日から実施されるものであり、財源は全額、国庫補助金である。国からの交付決定通知が4月6日にあったが、速やかに支出負担行為が行われなかったため、契約日が遑りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(一社) A ・決裁日：H30. 5. 9 ・契約日：H30. 4. 1 ・遑り日数：1か月8日 ・契約期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 ・契約金額：5,999,400円 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>契約手続に係る進捗管理が不十分だったことによるものである。</p> <p>再発防止のため、国からの交付決定後速やかに支出負担行為を行えるよう、国から内示が示された時点で発注等の契約事務を進めることとした。併せて、事業着手のために必要な時期に交付決定していただくよう国と連絡調整を密にし業務の進捗管理を行うこととした。</p>
<p>生活環境部 環境立県推進課</p>	<p>鳥取県環境放射線モニタリングシステム保守点検業務に係る委託契約について、遑って契約していた。</p> <p>概要：24時間稼働させる機器の契約であり、前年度から切れ目のないシステム維持が必要であるため、発注伺は、平成30年3月8日付けで施行したが見積依頼先の都合により、見積提出期限として21日間必要となったため、見積書提出期限を3月29日とした。</p> <p>3月29日に見積合わせをしたが、支出負担行為が事後となり、契約日が遑りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(株) A ・契約伺起案日：H30. 4. 11 ・決裁日：H30. 4. 17 ・契約日：H30. 4. 1 ・遑り日数：16日 ・履行期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 	<p>担当者及び上司の進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、DB等によるスケジュール管理を担当室内で徹底するようにした。</p> <p>また、3月上旬の予算仮配当があり次第、予算成立を契約成立の条件として、負担行為に係る準備をあらかじめ行い、3月中に決裁を済ませることとした。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額：4,752,000円 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 																																																		
「山の日」大会推進課	<p>森の恵み感謝祭会場からのテレビ中継及びラジオ中継に係る役務費外5件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：大会の開催に当たり、業務委託を行う前に支出負担行為を行う必要があったが、各種の事前準備、調整に時間を要したため、支出負担行為の事務手続が遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>大規模行事の開催に向け、大会直前に多忙を極めたことや大会の円滑な実施のため急遽PRを組んで周知を図る必要が生じるなど、当初予定していない支出が発生したこともあり、手続が遅延したことによるものである。</p> <p>再発防止のため、担当者間での相互チェックやスケジュールの共有を図るなど、適切な会計事務処理を徹底することを所属全体で確認した。</p>																																																	
	(単位：円)																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務等</th> <th>相手方</th> <th>見積書 受理日</th> <th>支出負担 行為日</th> <th>遅延日数</th> <th>業務(掲載日) 期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①森の恵み感謝祭会場からのテレビ中継及びラジオ中継</td> <td>(株)A</td> <td>H30.7.31</td> <td>H30.9.21</td> <td>1か月 10日</td> <td>放送日 H30.8.11</td> <td>486,000</td> </tr> <tr> <td>②山の日大会行事歓迎フェスティバルパンフレット印刷</td> <td>(株)B</td> <td>H30.7.20</td> <td>H30.9.21</td> <td>1か月 19日</td> <td>納期 H30.8.2</td> <td>452,520</td> </tr> <tr> <td>③新聞広告掲載業務</td> <td>(株)B</td> <td>H30.8.3</td> <td>H30.9.21</td> <td>1か月 9日</td> <td>掲載日 H30.8.12</td> <td>491,400</td> </tr> <tr> <td>④歓迎フェスティバル告知テレビCM</td> <td>(株)A</td> <td>H30.7.20</td> <td>H30.10.16</td> <td>2か月 14日</td> <td>放送日 H30.8.2 ～8.11</td> <td>432,000</td> </tr> <tr> <td>⑤歓迎フェスティバル告知ラジオCM</td> <td>(株)A</td> <td>H30.7.24</td> <td>H30.9.21</td> <td>1か月 20日</td> <td>放送日 H30.8.1 ～8.11</td> <td>356,400</td> </tr> <tr> <td>⑥歓迎フェスティバルバス使用料</td> <td>(株)B</td> <td>H31.7.31</td> <td>H30.10.16</td> <td>2か月 5日</td> <td>使用日 H30.8.11</td> <td>486,000</td> </tr> </tbody> </table>	業務等	相手方	見積書 受理日	支出負担 行為日	遅延日数	業務(掲載日) 期間	金額	①森の恵み感謝祭会場からのテレビ中継及びラジオ中継	(株)A	H30.7.31	H30.9.21	1か月 10日	放送日 H30.8.11	486,000	②山の日大会行事歓迎フェスティバルパンフレット印刷	(株)B	H30.7.20	H30.9.21	1か月 19日	納期 H30.8.2	452,520	③新聞広告掲載業務	(株)B	H30.8.3	H30.9.21	1か月 9日	掲載日 H30.8.12	491,400	④歓迎フェスティバル告知テレビCM	(株)A	H30.7.20	H30.10.16	2か月 14日	放送日 H30.8.2 ～8.11	432,000	⑤歓迎フェスティバル告知ラジオCM	(株)A	H30.7.24	H30.9.21	1か月 20日	放送日 H30.8.1 ～8.11	356,400	⑥歓迎フェスティバルバス使用料	(株)B	H31.7.31	H30.10.16	2か月 5日	使用日 H30.8.11	486,000	
業務等	相手方	見積書 受理日	支出負担 行為日	遅延日数	業務(掲載日) 期間	金額																																													
①森の恵み感謝祭会場からのテレビ中継及びラジオ中継	(株)A	H30.7.31	H30.9.21	1か月 10日	放送日 H30.8.11	486,000																																													
②山の日大会行事歓迎フェスティバルパンフレット印刷	(株)B	H30.7.20	H30.9.21	1か月 19日	納期 H30.8.2	452,520																																													
③新聞広告掲載業務	(株)B	H30.8.3	H30.9.21	1か月 9日	掲載日 H30.8.12	491,400																																													
④歓迎フェスティバル告知テレビCM	(株)A	H30.7.20	H30.10.16	2か月 14日	放送日 H30.8.2 ～8.11	432,000																																													
⑤歓迎フェスティバル告知ラジオCM	(株)A	H30.7.24	H30.9.21	1か月 20日	放送日 H30.8.1 ～8.11	356,400																																													
⑥歓迎フェスティバルバス使用料	(株)B	H31.7.31	H30.10.16	2か月 5日	使用日 H30.8.11	486,000																																													
「山の日」大会推進課	<p>第3回「山の日」記念全国大会in鳥取歓迎フェスティバル実施計画作成及び運営業務委託契約外1件について、見積書の提出依頼に係る仕様書に契約限度額を記載していた。</p> <p>概要：業者が1者に限定される随意契約の発注の際に、契約限度額を記載した仕様書を添付して見積依頼していた。プロポーザル方式で発注した契約の仕様書を参考にしたため、契約限度額をあらかじめ公表できるものと誤認し、誤った契約手続となった。</p>	<p>担当者がプロポーザルの発注形式と混同し、上司も十分にチェックできず、通知に契約限度額を示してしまったものである。</p> <p>再発防止のため今後同様の起案をする際には、何に記載されている内容が最新の会計規則等に則ったものであるかについて、起案者と上司と一緒に確認するなど、適切な会計事務処理を徹底することを所属全体で確認した。</p>																																																	

機関名	指摘内容	講じた措置																		
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正 	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="375 436 1404 716"> <thead> <tr> <th>契 約 名</th> <th>契約の相手方</th> <th>契約形態</th> <th>契約限度額</th> <th>見積金額</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取歓迎フェスティバル実施計画作成及び運營業務委託</td> <td>A(JV)</td> <td>随意契約(1者)</td> <td>15,000,000</td> <td>14,999,966</td> <td>14,999,966</td> </tr> <tr> <td>②第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取記念式典会場への空調設備設置業務委託</td> <td>B(JV)</td> <td>随意契約(1者)</td> <td>8,260,000</td> <td>8,260,000</td> <td>8,260,000</td> </tr> </tbody> </table>	契 約 名	契約の相手方	契約形態	契約限度額	見積金額	契約金額	①第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取歓迎フェスティバル実施計画作成及び運營業務委託	A(JV)	随意契約(1者)	15,000,000	14,999,966	14,999,966	②第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取記念式典会場への空調設備設置業務委託	B(JV)	随意契約(1者)	8,260,000	8,260,000	8,260,000
契 約 名	契約の相手方	契約形態	契約限度額	見積金額	契約金額															
①第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取歓迎フェスティバル実施計画作成及び運營業務委託	A(JV)	随意契約(1者)	15,000,000	14,999,966	14,999,966															
②第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取記念式典会場への空調設備設置業務委託	B(JV)	随意契約(1者)	8,260,000	8,260,000	8,260,000															
<p>くらしの安心局水環境保全課</p>	<p>天神川流域下水道特別会計に係る消費税及び地方消費税について、申告・納付の遅延により、延滞税及び無申告加算税を支出していた。</p> <p>概要：平成29年度分の消費税及び地方消費税の確定申告及び納付は、9月末（平成30年度は10月1日）までに行う必要があったが、申告及び納付が遅延し、無申告加算税及び延滞税が課税された。</p> <p>なお、無申告加算税については、平成31年4月に請求があり、平成31年度予算で支出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起 案 日：H30. 9. 20 ・申告に係る伺いの決裁日：H30. 9. 30 ・納期限(申告期限)：H30. 10. 1 ・会計局審査終了日：H30. 10. 2 ・申告書提出日：H30. 10. 2 (遅延日数1日) ・納付日：H30. 10. 10 (遅延日数9日) ・消費税等の額：3,283,700円 ・延滞税：2,100円 (3,280,000円×2.6% / 年×9日※100円未満切捨) ・無申告加算税：164,000円 (3,280,000円×5%) ※平成31年度予算で支出 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出の遅延に係る重大なもの 	<p>担当者及び所属が、当時例年がない業務である市町村負担金の改正、指定管理審査会の事務を抱えていたことや、7月豪雨、9月台風への災害対応等で多忙となったことなどにより、進捗管理が十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、申告を受けた際に速やかに組織として情報共有し、申告作業を複数の職員で作業を行うことを確認し徹底することとした。また、事務監査、会計研修後など随時、組織内で周知及び確認をした。</p>																		
<p>商工労働部</p>	<p>平成30年度固定資産等賃貸契約 (とっと</p>																			

機関名	指摘内容	講じた措置
産業振興課	<p>りバイオフロンティア底地) について、遡って契約していた。</p> <p>概要：当該契約は、年度当初4月1日から借り受ける必要があるため、県は、事前準備依頼と書類の提出等の確認はしていたが、契約先である(大) Aは事務処理に日数を要し、提出が遅延し、県の支出負担行為が事後となり、契約日が遡りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(大) A ・起案日：H30. 4. 5 ・決裁日：H30. 4. 9 ・契約日：H30. 4. 1 ・遡り日数：8日 ・契約期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 ・契約金額：436,132円 ・発生の原因：相手方からの契約書の送付遅延 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>契約先には、あらかじめ書面案等を送付するなど情報共有することで事務手続が迅速に進むように事前準備の依頼と進捗確認をしていたが、正式な契約依頼後の契約先の事務処理が遅延し、それに伴い本県の事務手続も遅延したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、令和2年3月上旬の予算仮配当を受けて、予算成立を契約成立の条件として契約締結の起案を進めた結果、同年3月18日に決裁が完了した。</p>
<p>農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課</p>	<p>洗いращきょうの根葉切り調整機の開発に関する共同研究に係る契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：契約締結の伺を支出負担行為書で行うべきところを一般稟議で行っており、その後、前金払を行う際に支出負担行為の事務手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(大) A ・契約日：H30. 4. 6 ・支出負担行為の日：H30. 4. 25 ・遅延日数：19日 ・契約期間：H30. 4. 6～H31. 3. 31 ・契約金額：1,485,000円 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>担当者の会計規則等の認識不足並びに副査及び上司によるチェックが十分でなかったことにより、契約締結時ではなく、契約直後の前金払を行う際に支出負担行為の事務手続を行ったものである。</p> <p>再発防止策として、事業担当の主査・副査間で関係会計規則を再確認するとともに、さらに上司も十分確認することを徹底した。</p> <p>また、令和元年11月22日に受講した会計事務別研修会の内容を所属内で伝達研修し周知徹底した。</p>
森林・林業振興局林政企画課	<p>鳥取県航空レーザ測量業務(その1)に係る委託契約外1件について、決裁権限のない者が予定価格を決定していた。</p> <p>概要：支出負担行為の決裁権者である部長が決裁を行っており、予定価格も部長が決定する必要があったが、</p>	<p>予定価格調書の作成について、会計規則の運用方針に掲載されている予定価格調書の作成者を確認せずに事務処理を進めてしまったことによるものである。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置						
	<p>事務処理権限規則に予定価格調書の作成について明記されていなかったため、課長が作成するものと誤認し課長が決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因: 担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方: 予定価格の決定が著しく不適正 	<p>再発防止のため、今回の指摘事項及び予定価格調書作成に係る会計規則の運用方針を所属内に周知・徹底するとともに、予定価格調書様式を作成した時点で副査や上司（主に事務補佐（総括））が予定価格調書の作成者を確認することを徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 円)</p> <table border="1" data-bbox="367 593 1181 739"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県航空レーザ測量業務（その1）に係る委託契約</td> <td>84,680,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取県航空レーザ測量業務（その2）に係る委託契約</td> <td>36,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	予定価格	鳥取県航空レーザ測量業務（その1）に係る委託契約	84,680,000	鳥取県航空レーザ測量業務（その2）に係る委託契約	36,000,000
項 目	予定価格							
鳥取県航空レーザ測量業務（その1）に係る委託契約	84,680,000							
鳥取県航空レーザ測量業務（その2）に係る委託契約	36,000,000							
水産振興局 水産課	<p>鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造基本設計業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：調達公告で予算額を公表しているため、予定価格調書の作成が省略できるものと誤認していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態: 公募型プロポーザル方式による随意契約 ・契約の相手方: (有) A ・予算額: 6,756,000円 ・契約期間: H30. 6. 19~H30. 12. 28 ・契約金額: 6,576,768円 ・発生の原因: 担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方: 予定価格の決定が著しく不適正 	<p>プロポーザル方式契約において、最優秀提案者選定後の発注何の手続等を担当者が理解しておらず、上司のチェックも十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、令和元年11月22日開催の会計専門研修会に出席して契約事務における監査指摘の事例等について学習した。併せて、令和元年12月25日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、「契約事務処理要領」で予定価格調書の作成の省略が可能な場合をよく確認して業務を行うよう伝達研修し周知徹底した。</p>						
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	<p>平成30年度食の安全・安心プロジェクト推進事業委託契約について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>概要：当該契約は契約の相手方が1者に限定されるため、県があらかじめ価格を定めて施設の管理運営等を公益法人等に委託するとき該当するものと誤認し、見積書依頼等を伺う発注何を行っていなかった。このため、見積書と比較するための予定価格調書の作成も行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方: (地独) A ・契約形態: 随意契約（1者） 	<p>「契約書の作成省略等について（昭和39年4月1日付通知）」において、見積書を徴さないことができる場合の規定が誤認しやすい表現だったことにより、見積書を徴さないものとして発注何や予定価格調書を作成していなかったものである。</p> <p>契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続をまとめた「契約事務処理要領（平成30年10月30日制定）」に見積を徴さないことができる場合として「2号随契において、その性質又は目的により、県があらかじめ定めた価格で契約するとき」が追加されたので、</p>						

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額：9,237,000円 ・ 契約日：H30. 4. 1 ・ 契約期間：H30. 4. 1～H31. 3. 31 ・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・ 指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） 	<p>今後は、見積書を徴さない場合（発注伺、予定価格調書も不要）は、この規定に該当するかどうかを十分確認することとした。</p>
<p>市場開拓局 販路拡大・輸出促進課</p>	<p>「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金について、変更交付申請書の受理が遅延しているものがあった。</p> <p>概要：補助事業者が相手方との日程調整がつかず事業の中止を行ったものであるが、変更申請書の提出が遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者：A連合会 ・ 交付決定額：860,000円 ・ 中止の時期：H30. 9. 30 ・ 提出期限：H30. 10. 20 ・ 提出日：R1. 5. 23 ・ 遅延日数：7か月3日 ・ 発生の原因：補助事業者の失念及び担当者及び上司の進行管理不足 ・ 指摘の考え方：変更交付申請書の提出が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延） 	<p>県担当者が重ねて変更交付申請書の提出を補助事業者の担当者に促したが、提出がなかったことが原因であるが、県も、補助金等交付事務の適正化について（平成29年鳥取県総務部長通知）で定められている、補助事業の流れを説明するためのフロー図「補助金の事務手続きについて」（補助事業者へ提示する補助金手続き案内）による説明を行っていなかった。</p> <p>再発防止のため、変更申請書の提出が遅延する可能性がある補助事業者には、担当者だけでなく上司等にも補助事業の流れのフロー図を提示し、変更交付申請書の提出を促すこととする。</p>
<p>東部農林事務所八頭事務所</p>	<p>鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金について、額の確定が遅延しているものがあった。</p> <p>概要：補助事業者から実績報告書受理後、担当者の事務処理が遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定額：451,984円 ・ 実績報告書受理日：H30. 9. 28 ・ 額の確定日：H31. 4. 17 ・ 遅延日数：6か月20日 ・ 発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・ 指摘の考え方：額の確定事務が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延） 	<p>担当者が実績報告書を受領したことを失念していたこと及び上司による補助金事務の進行管理が徹底できていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、令和元年6月に事務処理状況チェック表を作成し、1～2ヶ月に1回を目処に開催する担当内打合会において各担当者が事務処理の進捗状況について報告することにより、相互に確認することを徹底した。</p>
<p>栽培漁業センター</p>	<p>栽培漁業センター施設維持管理業務に係る委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった</p>	<p>「契約書の作成省略等について」において、見積書を徴さないことができ</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>た。</p> <p>概要：当該契約は契約の相手方が1者に限定されるため、県があらかじめ価格を定めて施設の管理運営等を公益法人等に委託するときに該当するものと誤認し、見積依頼等を伺う発注何を行っていなかった。このため、見積書と比較するための予定価格調書の作成も行っていないかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：(公財) A ・契約形態：随意契約(1者) ・契約金額：6,322,000円 ・契約日：H30.4.1 ・契約期間：H30.4.1～H31.3.31 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：予定価格の未決定(予定価格100万円以上) 	<p>る場合の規定が誤認しやすい表現だったことにより、見積書を徴さないものとして発注何や予定価格調書を作成していなかったものである。</p> <p>契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続きをまとめた「契約事務処理要領」に見積を徴さないことができる場合として「2号随契において、その性質又は目的により、県があらかじめ定めた価格で契約するとき」が追加されたので、今後は、見積書を徴さない場合(発注何、予定価格調書も不要)は、この規定に該当するかどうかを十分確認することとした。なお、平成31年度と同契約においてはこの規定に該当するものとして、見積書を徴さない場合(発注何、予定価格調書も不要)として対応した。</p>
<p>県土整備部 河川課</p>	<p>雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定額：936,193,419円 ・収入済額：8,165円 ・未収金額：936,185,254円 ・智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの・・・889,268,046円 ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・46,917,208円 	<p>平成29年度末時点の未収金案件は2件であり、当該未収金は、法人Aの堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人Bの採石場の崩落による河川へのPCBの流出に対するものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が行政代執行法に基づき原因者に代わって災害対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者(原因者)からの支払が滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に財務調査を行いつつ、定期的に債務者を訪問する等して納付の督促を行い、回収に努めている。各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件1 債務者である法人Aは既に解散しており、徴収不能である。なお、役員へ請求している損害賠償金について、役員個人への債権について、平成27年から少額ずつ納付されるようになっており、引き続き納付督促を継続する。滞納督促を継続実施した結果、令和元年度は3千円の納付があった。</p> <p>案件2 関連会社も事業を中止しており、平</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																																								
		<p>成27年度には法人の代表者が死亡しているが、平成30年度には法人の預金8,165円を差押えし未収金に充当した。</p> <p>今後の回収は困難が予想されるが、引き続き納付督促を試みつつ、不納欠損処分についても検討を進める。滞納督促を継続実施したが納付されなかった。</p>																																																																																								
<p>鳥取空港管理事務所</p>	<p>物品の亡失について、知事へ報告していなかった。</p> <p>概要：鳥取空港管理事務所が組織改正により廃止されたことにより、平成30年7月に空港港湾課に保管替えされた物品について、同課が平成30年8月に物品照合を実施した際に物品が亡失していることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡失物品の概要：亡失件数 20件、取得金額 3,227,644円 ・ 発生の原因：担当者及び上司の確認不足 ・ 指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正 <table border="1" data-bbox="375 1108 885 1489"> <caption>亡失物品の内訳 (単位：円)</caption> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>取得年月日</th> <th>取得価格</th> <th>耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アームチェア</td><td>S60. 7. 17</td><td>50,000</td><td>8</td></tr> <tr><td>アームチェア</td><td>S60. 7. 17</td><td>50,000</td><td>8</td></tr> <tr><td>アームチェア</td><td>S60. 7. 17</td><td>50,000</td><td>8</td></tr> <tr><td>鳥取県土木関係例規集</td><td>S60. 4. 1</td><td>14,200</td><td>5</td></tr> <tr><td>ホワイトボード</td><td>H 8. 3. 26</td><td>59,843</td><td>5</td></tr> <tr><td>機材戸棚</td><td>H 8. 3. 26</td><td>95,275</td><td>15</td></tr> <tr><td>カートストッパー</td><td>H 8. 3. 26</td><td>164,800</td><td>8</td></tr> <tr><td>インパクトドライバー</td><td>H 8. 10. 1</td><td>72,000</td><td>15</td></tr> <tr><td>携帯用無線機</td><td>H14. 9. 30</td><td>85,313</td><td>10</td></tr> <tr><td>高枝剪定機</td><td>H14. 10. 11</td><td>73,500</td><td>3</td></tr> <tr><td>刈払機</td><td>H14. 10. 11</td><td>53,550</td><td>3</td></tr> <tr><td>刈払機</td><td>H14. 10. 11</td><td>53,550</td><td>3</td></tr> <tr><td>サインスタンド</td><td>H15. 2. 28</td><td>81,900</td><td>15</td></tr> <tr><td>マガジラック</td><td>H15. 2. 28</td><td>89,250</td><td>15</td></tr> <tr><td>標識灯保守工具類</td><td>H15. 10. 9</td><td>1,574,538</td><td>15</td></tr> <tr><td>展示ケース</td><td>H20. 3. 19</td><td>167,475</td><td>6</td></tr> <tr><td>展示ケース</td><td>H20. 3. 19</td><td>167,475</td><td>6</td></tr> <tr><td>展示ケース</td><td>H20. 3. 19</td><td>167,475</td><td>6</td></tr> <tr><td>ホワイトボード</td><td>H22. 1. 21</td><td>78,750</td><td>5</td></tr> <tr><td>ホワイトボード</td><td>H22. 1. 21</td><td>78,750</td><td>5</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>3,227,644</td><td></td></tr> </tbody> </table>	品名	取得年月日	取得価格	耐用年数	アームチェア	S60. 7. 17	50,000	8	アームチェア	S60. 7. 17	50,000	8	アームチェア	S60. 7. 17	50,000	8	鳥取県土木関係例規集	S60. 4. 1	14,200	5	ホワイトボード	H 8. 3. 26	59,843	5	機材戸棚	H 8. 3. 26	95,275	15	カートストッパー	H 8. 3. 26	164,800	8	インパクトドライバー	H 8. 10. 1	72,000	15	携帯用無線機	H14. 9. 30	85,313	10	高枝剪定機	H14. 10. 11	73,500	3	刈払機	H14. 10. 11	53,550	3	刈払機	H14. 10. 11	53,550	3	サインスタンド	H15. 2. 28	81,900	15	マガジラック	H15. 2. 28	89,250	15	標識灯保守工具類	H15. 10. 9	1,574,538	15	展示ケース	H20. 3. 19	167,475	6	展示ケース	H20. 3. 19	167,475	6	展示ケース	H20. 3. 19	167,475	6	ホワイトボード	H22. 1. 21	78,750	5	ホワイトボード	H22. 1. 21	78,750	5	計		3,227,644		<p>物品管理業務について担当者及び上司の確認が不足しており、物品照合が十分にできていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、現物と物品出納簿による物品照合や、照合の結果、確認できない物品に係る処理、備品シールの貼付確認等の規則等に定められた手順を適切に行うことを徹底することとする。</p>
品名	取得年月日	取得価格	耐用年数																																																																																							
アームチェア	S60. 7. 17	50,000	8																																																																																							
アームチェア	S60. 7. 17	50,000	8																																																																																							
アームチェア	S60. 7. 17	50,000	8																																																																																							
鳥取県土木関係例規集	S60. 4. 1	14,200	5																																																																																							
ホワイトボード	H 8. 3. 26	59,843	5																																																																																							
機材戸棚	H 8. 3. 26	95,275	15																																																																																							
カートストッパー	H 8. 3. 26	164,800	8																																																																																							
インパクトドライバー	H 8. 10. 1	72,000	15																																																																																							
携帯用無線機	H14. 9. 30	85,313	10																																																																																							
高枝剪定機	H14. 10. 11	73,500	3																																																																																							
刈払機	H14. 10. 11	53,550	3																																																																																							
刈払機	H14. 10. 11	53,550	3																																																																																							
サインスタンド	H15. 2. 28	81,900	15																																																																																							
マガジラック	H15. 2. 28	89,250	15																																																																																							
標識灯保守工具類	H15. 10. 9	1,574,538	15																																																																																							
展示ケース	H20. 3. 19	167,475	6																																																																																							
展示ケース	H20. 3. 19	167,475	6																																																																																							
展示ケース	H20. 3. 19	167,475	6																																																																																							
ホワイトボード	H22. 1. 21	78,750	5																																																																																							
ホワイトボード	H22. 1. 21	78,750	5																																																																																							
計		3,227,644																																																																																								
<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>鳥取市との除雪相互委託契約について、翌会計年度（平成30年度）に精算していた。</p> <p>概要：契約金額を平成30年3月30日までに実績額へ変更する契約を行う必要があったが、鳥取市に実績報告の提出を催促するも同日までに提出がされなかった。</p> <p>このため、再三にわたる督促の後、原契約額に基づく契約金額で精算を行うことについて相手方にも確認の上支払を行った。その後、金額変更の依頼があり、不足分を平成30年度予算で精算を行った。</p>	<p>相手方の業務の不慣れ等から、期日までに実績報告を取りまとめることができなかったことによるものである。</p> <p>再発防止のため、平成30年度以降の業務委託に当たっては、契約前に契約の内容、必要な手続、手続の時期などを双方で十分協議の上、契約締結するよう見直した。</p> <p>この見直しにより、令和元年度は速やかな実績報告書の提出ができることとなり、会計年度内に事務処理が確実に進められるようになった。</p>																																																																																								

機関名	指摘内容	講じた措置																
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手：鳥取市 ・ 契約日：H29. 11. 30 ・ 契約期間：H29. 12. 1～H30. 3. 31 ・ 最終精算 支出負担行為日：H30. 9. 21 ・ 発生の原因：相手方からの実績報告書の提出遅延 ・ 指摘の考え方：予算執行の事務が著しく不適正 <p style="text-align: center;">契約金額 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">契約金額(A) (H29実施額)</th> <th style="width: 25%;">実 績 額 (B)</th> <th style="width: 25%;">差 額 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県実施額(a)</td> <td>133,920</td> <td>244,080</td> <td>110,160</td> </tr> <tr> <td>鳥取市実施額(b)</td> <td>1,894,320</td> <td>7,282,443</td> <td>5,388,123</td> </tr> <tr> <td>(b-a)</td> <td>1,760,400</td> <td>7,038,363</td> <td>※5,277,963</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県と市とで相互に除雪し、実績額で精算する契約である。 最終的に市の実施額から県の実施額を差し引いた支払額 5,277,963 円を県が市に支払った。</p>	区 分	契約金額(A) (H29実施額)	実 績 額 (B)	差 額 (B-A)	鳥取県実施額(a)	133,920	244,080	110,160	鳥取市実施額(b)	1,894,320	7,282,443	5,388,123	(b-a)	1,760,400	7,038,363	※5,277,963	
区 分	契約金額(A) (H29実施額)	実 績 額 (B)	差 額 (B-A)															
鳥取県実施額(a)	133,920	244,080	110,160															
鳥取市実施額(b)	1,894,320	7,282,443	5,388,123															
(b-a)	1,760,400	7,038,363	※5,277,963															
鳥取県土整備事務所	<p>協働型ボランティア促進事業交付金について、協定締結が遅延しているものがあった。</p> <p>概要：平成29年度に事業を実施した全団体に対し、平成30年3月に平成30年度用の協定締結の案内文を送付したが、毎年度この事業を実施しているA自治会からは提出がなく、また、別途開催した説明会も欠席したため、平成30年度は事業をしないものと判断した。</p> <p>同年11月、A自治会から「代表者が病気入院し引継ぎが十分でなかったため、協定書の提出を失念していたが、ボランティア(草刈り)作業は行っていたので、事業として承認して欲しい」との申し出があり、検討した結果、承認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方：A自治会 ・ 協定締結期限：H30. 5. 31 ・ 協定締結日：H30. 12. 7 ・ 事業開始日：H30. 6. 10(最初の草刈作業実施日) ・ 遅延日数：6か月7日(起算日：H30. 5. 31) ・ 発生の原因：団体からの必要書類の提出遅延 ・ 指摘の考え方：協定の締結が著しく遅延しているもの(6か月以上の遅延) 	<p>平成29年度に事業を実施した全団体に対して、平成30年度分の案内文を送付したが、当該ボランティア団体からは期限までに協定書の提出がなかったものであり、団体の事情を汲んで不利益が生じないよう期限後に協定締結を行ったものである。</p> <p>再発防止のため、当該団体の中での意思決定や情報提供が適切に図れるような体制作りについて依頼した。</p>																

機関名	指摘内容	講じた措置																								
<p>総合事務所 西部総合事務所 所米子県土整備局</p>	<p>水木しげるロード・リニューアルオープン式典負担金外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>概要：いずれの負担金も総会であらかじめ県の概算の負担額が決定していたので、事前に支出負担行為を行うべきところ、負担額確定後に支出負担行為を行えばよいと誤認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: right;">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">負担金の名称</th> <th style="width: 10%;">式典開催日</th> <th style="width: 10%;">支出負担行為の日</th> <th style="width: 10%;">遅延日数</th> <th style="width: 10%;">県負担概算額</th> <th style="width: 10%;">県負担確定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水木しげるロード・リニューアルオープン式典負担金</td> <td>H30. 7. 14</td> <td>H30. 9. 28</td> <td>2か月14日</td> <td>1,100,000</td> <td>1,094,722</td> </tr> <tr> <td>②国道181号(岸本バイパス)開通記念イベント実行委員会負担金</td> <td>H30. 11. 23</td> <td>H30. 12. 10</td> <td>17日</td> <td>700,000</td> <td>699,799</td> </tr> </tbody> </table>	(単位：円)						負担金の名称	式典開催日	支出負担行為の日	遅延日数	県負担概算額	県負担確定額	①水木しげるロード・リニューアルオープン式典負担金	H30. 7. 14	H30. 9. 28	2か月14日	1,100,000	1,094,722	②国道181号(岸本バイパス)開通記念イベント実行委員会負担金	H30. 11. 23	H30. 12. 10	17日	700,000	699,799	<p>負担金の支払については、相手方からの請求に基づいて支払うこととしているが、事業の実施に支障がないよう、相手方と十分に協議し、適切な時期に支払うこととする。</p>
(単位：円)																										
負担金の名称	式典開催日	支出負担行為の日	遅延日数	県負担概算額	県負担確定額																					
①水木しげるロード・リニューアルオープン式典負担金	H30. 7. 14	H30. 9. 28	2か月14日	1,100,000	1,094,722																					
②国道181号(岸本バイパス)開通記念イベント実行委員会負担金	H30. 11. 23	H30. 12. 10	17日	700,000	699,799																					
<p>病院局 中央病院</p>	<p>鳥取県立中央病院の旧病院閉院に伴う廃棄物処理業務に係る委託契約について、以下のような状況があった。</p> <p>(1) 入札参加資格要件のない者を参加として認めていた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>概要：当初の予定では当該業務には旧病院閉院に伴い排出される医療機器・什器等の買取を含めていたが、調達公告では公募の参加資格を廃棄物処理事業者とし、買取は下請により行うことを見込んでいた。</p> <p>しかし、医療機器の買取業者からの参加資格確認申請に対して、調達公告の内容を確認しないまま、参加資格要件は関連企業を含めたところで充足すれば良いものと誤認し、参加を認めた。</p> <p>なお、業務の履行に当たっては、廃棄物処理に必要な許可書を有する連携企業と処理区分ごとに契約を締結していた。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正 	<p>参加資格について十分に確認しないまま参加資格ありとして取り扱ったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、独自で作成している支出負担行為及び支出仕訳書チェックリスト一覧に事務監査における指摘事項を追記した。</p>																								

機関名	指摘内容	講じた措置												
	<p>参加資格要件</p> <table border="1" data-bbox="368 226 1126 389"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 226 839 255">必要とした資格</th> <th data-bbox="839 226 1126 255">保有している資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 255 839 284">産業廃棄物（収集・運搬）</td> <td data-bbox="839 255 1126 284">古物買受</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 284 839 313">"（処分）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 313 839 342">特別管理廃棄物（収集・運搬）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 342 839 371">"（処分）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="368 371 1126 389">のいずれの資格も有する者であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：調達公告で予算額を公表しているため、予定価格調書の作成が省略できるものと誤認していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態：公募型プロポーザル方式による随意契約 ・契約の相手方：(株) A ・契約期間：H31. 2. 12～H31. 3. 29 ・予算額：29,000,000円 ・契約金額：28,800,000円 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） 	必要とした資格	保有している資格	産業廃棄物（収集・運搬）	古物買受	"（処分）		特別管理廃棄物（収集・運搬）		"（処分）		のいずれの資格も有する者であること。		<p>契約事務処理要領のプロポーザル方式契約手順に則って事務を行ったが、会計規則を併せて適用する必要があることの理解が不足していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、契約事務処理要領及び会計規則を再度確認し、契約事務手順に沿って必要な手続をとることを徹底することとした。併せて、規則に則って入札が行われていることを必ず確認するよう事務局内(特に契約事務を担当する職員)で徹底した。</p>
必要とした資格	保有している資格													
産業廃棄物（収集・運搬）	古物買受													
"（処分）														
特別管理廃棄物（収集・運搬）														
"（処分）														
のいずれの資格も有する者であること。														
中央病院	<p>鳥取県立中央病院の旧病院閉院に伴う医療機器の売払に係る契約について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：廃棄物として排出された医療機器のうち、買取りが可能な機器について売買契約を行っていたが、予定価格の決定が必要との認識がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方：(株) A ・契約日：H31. 2. 28 ・契約形態：随意契約（1者） ・売却金額：1,865,800円 ・代金収納日：H31. 3. 29 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） 	<p>会計規則等の理解不足により、売り払いに係る予定価格作成の必要性を認識していなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、契約事務処理要領及び会計規則を再度確認し、契約事務手順に沿って必要な手続をとることとした。</p> <p>併せて、事務局内に周知し、共通認識をもって事務に当たるよう徹底した。</p>												
教育委員会 特別支援教育課	<p>鳥取県版発達障がいの可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業委託契約について、遡って契約していた。</p> <p>概要：国からの受託事業を再委託するものであるが、国からの契約書の郵送を待っていたこと、契約書受理後も事務手続に不測の日数を要したた</p>	<p>担当者の契約事務に対する認識不足及び上司の進捗管理が十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>本事業は平成30年度で終了したが、同様の事業を行う際には、国との契約が速やかに行えるよう計画的に事務手続を</p>												

機関名	指摘内容	講じた措置										
	<p>め、倉吉市等の契約締結の事務が遅延した。</p> <p>このため、国との契約日以降の事業を遡及適用した。</p> <p>なお、国との契約内容については、国から、4月9日にメールにより連絡を受けていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への契約書 送付日：H30. 4. 19 ・国との契約日：H30. 4. 2 ・国との契約期間：H30. 4. 2～H31. 3. 29 ・国からの契約書返却日：H30. 5. 14 ・起案日：H30. 7. 13 ・決裁日：H30. 7. 23 ・業務の追認期間：H30. 4. 2～H30. 7. 22 ・遡り日数：3か月14日（起算日H30. 4. 9） ・発生の原因：相手方からの契約書の返却遅延及び担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない <p>契約の相手方</p> <table border="1" data-bbox="375 1243 1252 1332"> <thead> <tr> <th>契約の相手方</th> <th>契約額</th> <th>契約日</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉吉市</td> <td>3,209,000</td> <td rowspan="2">H30. 7. 23</td> <td rowspan="2">H30. 7. 23～H31. 3. 29</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>4,938,880</td> </tr> </tbody> </table>	契約の相手方	契約額	契約日	契約期間	倉吉市	3,209,000	H30. 7. 23	H30. 7. 23～H31. 3. 29	米子市	4,938,880	<p>行うとともに、国から確約が得られた段階で市町村との再委託契約が速やかに行えるように、事前に契約準備を市町村へ依頼することとした。</p> <p>また、委託業務に係る進行管理表を課内で共有し、上司による業務実施状況の確認を行って遅延を防止することとした。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>
契約の相手方	契約額	契約日	契約期間									
倉吉市	3,209,000	H30. 7. 23	H30. 7. 23～H31. 3. 29									
米子市	4,938,880											
<p>智頭農林高等学校</p>	<p>寄附を受けた物品について、財務会計システムにより寄附物品受納伺書を作成していなかった。</p> <p>概要：寄附受納に当たり教育長に協議を行い承認を受けたが、その後、学校において受納に係る事務手続を行っておらず、物品出納簿へ掲載がされていなかったため、県の備品として登録されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付者：A連合会 ・寄付日：H30. 7. 19 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：寄付物品取得の事務手続が著しく不適正 	<p>寄附物品の受納手続について、担当者、上司とも失念しており、寄附物品受納伺書の作成をしていなかったことによるものである。</p> <p>監査指摘を受け、平成31年4月10日に寄附物品受納伺書を作成し、物品出納簿へ登録した。</p> <p>再発防止のため、主査はもとより副査、上司とも事務処理の一連の作業についてその都度確認し、漏れを防止することを徹底した。</p>										

機関名	指摘内容	講じた措置																																			
	<p>寄付物品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>出納簿登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チェンソー</td> <td>2</td> <td>53,460</td> <td>106,920</td> <td>H31. 4. 10</td> </tr> <tr> <td>チェンソー</td> <td>2</td> <td>105,840</td> <td>211,680</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>刈払機</td> <td>2</td> <td>50,760</td> <td>101,520</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>プレートコンパクター</td> <td>2</td> <td>160,000</td> <td>320,000</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>裏ごし機</td> <td>1</td> <td>947,160</td> <td>947,160</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td></td> <td>1,687,280</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	単価	金額	出納簿登録日	チェンソー	2	53,460	106,920	H31. 4. 10	チェンソー	2	105,840	211,680	〃	刈払機	2	50,760	101,520	〃	プレートコンパクター	2	160,000	320,000	〃	裏ごし機	1	947,160	947,160	〃	合計	9		1,687,280		(単位：円)
品名	数量	単価	金額	出納簿登録日																																	
チェンソー	2	53,460	106,920	H31. 4. 10																																	
チェンソー	2	105,840	211,680	〃																																	
刈払機	2	50,760	101,520	〃																																	
プレートコンパクター	2	160,000	320,000	〃																																	
裏ごし機	1	947,160	947,160	〃																																	
合計	9		1,687,280																																		
警察本部 警察本部	<p>責任者講習実施委託契約外 1 件について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：当該契約は契約の相手方が 1 者に限定される契約であり、業者選定と設計金額を伺っていたが、県があらかじめ価格を定めて施設の管理運営等を公益法人等に委託するときに該当するものと誤認し、見積書と比較するため予定価格調書の作成を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） 	<p>「契約書の作成省略等について」が誤認しやすい表現であったことにより、見積書を徴さないことができる場合に該当すると誤認して、予定価格調書を作成していなかったものである。</p> <p>契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続をまとめた「契約事務処理要領」に見積書を徴さないことができる場合として「2号随契において、その性質又は目的により、県があらかじめ定めた価格で契約するとき」が追加されたため、今後は、見積書を徴さない場合（予定価格調書不要）は、この規定に該当するかどうかを十分確認する。</p> <p>また、警察本部全所属に対して、平成30年度決算に係る定期監査において警察本部が受けた指摘及び注意について教養資料「監査室だより」を作成配布するとともに、作成した資料及び定期監査結果を受けて開催された会計専門研修会の資料を全職員がパソコン（警察LAN）上で閲覧できる会計課掲示板に掲載し、周知を図った。</p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>契約の相手方</th> <th>契約形態</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任者講習実施委託契約</td> <td>(公財) A</td> <td>随意契約 (1者)</td> <td>4,934,000</td> </tr> <tr> <td>道路使用許可に関する調査業務委託</td> <td>(一財) B</td> <td>随意契約 (1者)</td> <td>6,320,000</td> </tr> </tbody> </table>	業務名	契約の相手方	契約形態	契約金額	責任者講習実施委託契約	(公財) A	随意契約 (1者)	4,934,000	道路使用許可に関する調査業務委託	(一財) B	随意契約 (1者)	6,320,000	(単位：円)																							
業務名	契約の相手方	契約形態	契約金額																																		
責任者講習実施委託契約	(公財) A	随意契約 (1者)	4,934,000																																		
道路使用許可に関する調査業務委託	(一財) B	随意契約 (1者)	6,320,000																																		

2 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
令和新時代 創造本部広 報課	<p>1 ウェブページの更新の徹底について</p> <p>県民と歩む県政の推進のためには、県民への適時・適切な情報発信が必要不可欠である。</p> <p>現在の情報発信においては、従来の紙媒体を主体とした情報発信から、ウェブページ等の電子媒体での情報発信へと主体が移行しており、今後ともその重要性は増していくものと考えられる。</p> <p>県のウェブページは情報を早く広く正</p>	<p>全庁一斉緊急点検を実施し（監査意見前の監査委員との協議を踏まえ令和元年10月3日に実施）、ウェブページの更新を行った。また、新たに、令和元年度から、各所属に広報推進員を配置しており、ウェブページが適切に管理されていることを、毎年4月末日までに広報推進員が広報課長へ報告する仕組みを構築した。</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>確に伝えることが求められることから、古い情報や未更新の情報等が掲載されていると、県への信頼を失うことも懸念される。</p> <p>とりネット（鳥取県の公式ウェブサイト）を所管する広報課においては、ウェブページの更新に関して、関係課への注意喚起や指導、毎年度の研修等の取組を行っているところであるが、依然として古い情報が掲載されている事例が見受けられる。</p> <p>については、ウェブページの更新の徹底を図られたい。</p>	<p>さらに、令和2年3月に「とりネットCMS管理要領」を改正し、ウェブページの作成、公開及び管理にあたっての留意点や毎年度の点検完了報告について明記し、注意喚起を行った。</p> <p>今後も、ウェブページ編集方法の研修・データベース「とりネット情報局」のQ&A・メール等を通じた所属に対する不適切事案防止の注意喚起、不適切事案を覚知した場合における指導等の従前の対策を継続するとともに、研修内容の拡充、デジタル化を活かした効率的手法の検討など、ウェブページの更新の徹底を図られるよう、取り組んでいく。</p>
<p>福祉保健部 健康医療局 医療政策課</p>	<p>2 看護教員の育成・確保について</p> <p>県立看護専門学校の教員は、一定の研修を受講した者又は指定された科目を大学で修了した者が配属されているが、定年退職や異動によりその後任の職員の確保が難しい現状となっている。</p> <p>最近、教員資格を有する者を公募しても、応募者がいない状況であり、令和元年度においては、鳥取看護専門学校では定年退職者を非常勤職員として雇用し、倉吉看護総合専門学校では、鳥取大学医学部附属病院との話し合いで「併任」という形で配置がなされるなど、看護教員の確保に不安を感じる状況にある。</p> <p>優秀な看護職員を養成するためには、安定した教育・指導体制を確保する必要がある。</p> <p>については、県立看護専門学校に勤務する看護教員の定年退職や異動等を念頭に置いた有資格者の計画的な育成など、病院局・総務部と連携を取り看護教員の確保策を検討されたい。</p>	<p>県立看護専門学校の看護教員の計画的な育成については、病院局及び総務部において年内を目途に検討し、その後、本年度中に病院局及び総務部と協議を行い、一定の結論を得る予定としている。</p> <p>なお、従前から実施している県立病院に対する看護教員養成講習会への受講は引き続き要請するとともに、受講する際の受講料や講習会参加者の代替職員の配置に対する支援を行っていく。</p>
<p>商工労働部 雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク</p>	<p>3 鳥取県立ハローワークの理解・促進について</p> <p>鳥取県のおかれている社会環境は、高齢化、人口減少、若者流出など厳しい状況にあり、県内産業の担い手となる「若者」、「女性」、「中高年」の活躍支援、誘致企業・県内企業の人材確保支援、I J Uターンによる人材誘致、ひきこもり等就職困難者への対応など、多様な課題に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>このような認識のもと、県立ハローワークは、平成28年に地方分権一括法が施行され、地方が国と同等に無料職業紹介事業を行える新たな雇用対策の仕組みが構築さ</p>	<p>県立ハローワークの求職登録者の半数以上が、国のハローワークにも求職登録を行っており、求職者には県立ハローワークの理解が定着しているが、それに加えて、求職者以外の一般県民にも、県立ハローワークの設置目的や特徴等の周知が図られるよう、合同企業説明会等のイベントをはじめ様々な機会を捉え、各種広報媒体を積極的に活用し情報発信していく。</p> <p>情報発信状況 ・チラシ配布（利用等のPR）</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>れたことを受け、本県が全国で初めて東京、関西を含め全県展開を行っている。</p> <p>職業紹介は国でも県でも行っているが、県立ハローワークは県の各種施策と連携した求人・求職支援を実施していることが大きな特徴であり、総合力をもって各種課題に取り組むハローワークとして利用者から一定の評価を得ているところである。</p> <p>一方で多くの県民には、同一の名称を標榜する県立ハローワークについて国のハローワークとの違いや設置目的等について十分に周知されているとはいいがたく、県民にとって二重行政と映ることも懸念される。</p> <p>については、県立ハローワークは、商工労働部内に限らず、県の各種施策と連携した取組を実施していること、さらに設置目的・特徴などをより広く県民に分かりやすく周知し、理解・促進を図るとともに、より積極的に活用されるよう取組まれたい。</p>	<p>期日 令和元年12月28日 場所 鳥取駅、倉吉パープルタウン、イオン米子、境港市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告（事業等のPR） 期日 令和元年5月1日、9月16・18日等 内容 相談会、企業説明会などの事業・イベント ・チラシ、ホームページによるPR（適宜）
<p>県土整備部 県土総務課</p>	<p>4 建設業の担い手育成・確保について</p> <p>昨今国内外での自然災害が頻発しており、地球温暖化の影響からもこのような傾向が中長期的に続くことが懸念される状況にある。そういった環境において、先月の台風19号などの被害の例を引くまでもなく、自然災害が生じた際の緊急的な河川復旧や道路交通の確保など、建設業界が担う役割の重要性が今後ますます増していくことが想定される。本県においても昨年度の災害復旧工事において、資材不足のほか、建設業者の人手不足のため、それらの入札が不調となった事案も生じたところである。</p> <p>また、今後老朽化していく各種施設の維持管理や耐震化対策等、県民の安全に直結する業務が増加していくという観点からも、地域を守るうえで大きな役割を果たす建設業界の担い手の育成・確保は喫緊の課題であると考えられる。</p> <p>特に若年層の建設業担い手の減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、建設業を担う人材が得られない事由を分析し、将来の建設業担い手育成・確保のために現在行っている事業が、有効なものとなっているか、さらに効果的な方法はないのかといったことについて、他県等の取組状況も踏まえての検討が必要と考えられる。</p> <p>については、災害対応や老朽化した施設の整備といった安全面に直結する分野</p>	<p>平成27年度から実施している「将来の建設産業担い手育成支援事業」について、既存の補助事業の有効性を個別に見直し、より効果的な支援体制を令和2年度事業予算において精査したほか、教育委員会と連携して、若者の県外への流出を防ぐ具体的な取組等の検討を進める。</p> <p>なお、建設業における担い手の確保・育成やその魅力発信等の取組については、「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会（事務局：（公財）鳥取県建設技術センター、設立：平成29年）」において産学官が連携して実施しているところであり、引き続きこの協議会を通じて、上記補助事業のほか、技術力向上研修や資格取得支援等、多角的な取組を情報共有しながら、官民を問わず県を挙げて効果的に対策を講じていく。</p> <p>（具体的な新たな取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性技術者等の組織化（自発的な業界の担い手確保・育成の取組「とっとり建設☆女星ネットワーク」）の活動支援（県補助事業を創設）とともに女性活躍の推進に向けた啓発事業の実施。 ・インターンシップ受入可能建設企業について、土木系学科を有する学校に加え、ICT技術の浸透により多様な働き方が可能となっている現状も踏まえ、普通科等の学校にも情報提供し、多様な人材を確保（令和2年4月、

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>で、建設業界が担っている役割について一般県民への周知を図り、より一層の関心を持ってもらうための取組を進めるとともに、教育機関との一層の連携などを通じて、建設業界の担い手育成・確保策を強化されたい。</p>	<p>各学校の年間研修計画策定前に、教育委員会等を通じて提供済。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NPOツナガルドボク中国」(平成30年12月、鳥取大学の学生が設立。)による建設業の魅力発信。 ・「県政だより」の特集記事(災害時の対応や公共インフラの維持管理等)で、建設業が担っている役割の重要性について広く県民に周知。
<p>教育委員会事務局小中学校課・高等学校課、生活環境部衛生環境研究所、農林水産部試験場統括本部・農業大 学校</p>	<p>5 ふるさと教育について</p> <p>人口減少社会にあって、若者の県内定着の減少への対応が求められており、地域と連携した「ふるさと鳥取」を支える「人材」の育成が急務となっている。</p> <p>このため、ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人材育成のため、幼児期から高等学校までの各段階に応じた「ふるさと教育」や、地域ニーズに対応できる人財の育成を目指した「キャリア教育」が推進されている。</p> <p>これらは地域や地元企業等を中心に連携して事業が行われており、県内の試験場等(農業大 学校、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、栽培漁業センター、衛生環境研究所等)については施設見学会等が行われているものの、小中学校において実施されるものの多くは近隣地域の学校にとどまっているのが実情である。</p> <p>これは、教員においても、これらの施設の魅力が十分に認識されていないことも一因と考えられ、まずは、教員がこれらの施設をあらかじめ訪問するなど理解促進に向けた取組を強化することも重要である。</p> <p>なお、農林水産分野においては、「とっとうりの農林水産業」という副読本を作成され、その魅力を伝えているが、実際に本物に触れることにより、新たな魅力発見に繋がるのが期待される。</p> <p>については、県内の児童生徒がふるさと鳥取のより多くの魅力を発見できるよう、ふるさと教育の場として県内の試験場等とのより一層の連携・活用を図られたい。</p> <p>なお、移動時間などの制約により実際に試験場等で体験することが困難な場合、動画やスライドによる教材を活用した授業の展開なども検討されたい。</p>	<p>県内の小中学校による試験場等の施設見学については、移動のための時間数の確保や交通費の負担などの課題があり、試験場に近い一部の学校にとどまっている状況がある。</p> <p>そのため、以下のような事業・取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度内にふるさとで活躍している企業や社会科見学可能な企業の一覧をまとめた「ふるさと鳥取企業読本」に試験場等の情報を掲載し、県内の全ての学校へ試験場等の情報を広く周知した。 ・令和2年度予算で、県内の小学校が「県民の日」に関する学習に併せて校外学習を実施する際に経費の一部を補助する「ふるさと見学(県学)事業」を計上した。また、本事業の実施に当たり、見学先に試験場等を積極的に選定して活用することを令和2年2月の校長会で依頼した。 ・移動時間などの課題により実際に試験場等で体験することが困難な学校に対しては、試験場等を紹介した動画やスライド等の情報提供を受け、各学校に周知する。引き続き、関係課と連携しながら取組を実施する。
<p>教育委員会事務局体育保健課</p>	<p>6 登下校時における安全の確保について</p> <p>学校内における児童生徒の安全確保に</p>	<p>学校外で発生する犯罪は、社会全体の治安に関わる問題であり、学校、地域、</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>については、平成13年度に発生した大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、様々な対策が取られている。</p> <p>しかし、学校外においては、昨年度は新潟市で、今年度は川崎市で、登下校時の児童が不審者により殺害されるといった大変痛ましい事件が発生したところである。</p> <p>そのため、文部科学省は、登下校時の児童生徒の安全を確保するための取組として、「登下校防犯プラン」を取りまとめ、全国の教育委員会等に示し、取組を求めたところである。</p> <p>これにより、本県においても同プランに基づく市町村への取組の推進を図っているところであるが、市町村によって取組に濃淡がある。</p> <p>については、このような事件は、いつでも発生する可能性を否定できないことから、その防止のために、「登下校防犯プラン」に基づく各市町村の取組を改めて点検するとともに、適切な対応がなされるよう指導強化を図られたい。</p>	<p>市町村の努力だけでは防ぐことができず、協力していただける適切な人材（警察OB等）の有無、見守りボランティアの数など、市町村が地域の実情に合わせて対応しているため、取組に差異が生じている。</p> <p>そのため、市町村教育委員会の通学路担当者を集めた通学路安全対策担当者会を令和元年7月31日に開催し、交通安全の視点だけではなく、「登下校防犯プラン」に基づく防犯の視点でも通学路点検を実施するよう指示した。</p> <p>また、市町村教育委員会等に対して、「登下校防犯プラン」に基づく通学路等の点検及びその対策の実施、見守りボランティアの指導役であるスクールガード・リーダー活用による見守り強化につながる国庫事業を活用した取組の実施、県教育委員会が実施している研修会等への教職員等の積極的な参加について、令和元年8月28日の市町村行政懇談会、令和元年10月28日の市町村教育行政連絡協議会で依頼した。</p> <p>令和2年度は、見守り強化につながる国庫事業を2町（伯耆町、大山町）が活用しており、その取組を他の市町村に紹介するなど、今後も引き続き、県教育委員会としても学校の設置者である市町村に指導助言を行っていく。</p>
<p>教育委員会事務局体育保健課</p>	<p>7 部活動指導員の活用について</p> <p>県教育委員会では平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、各市町村教育委員会とも協働しながら、平成28年2月に作成した「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」や県立学校カイゼン推進校の指定による取組などにより、学校の業務をさまざまな角度から見直すなど、多忙解消・負担軽減の取組を続けている。平成29年度には全校種の代表者及び外部有識者も委員に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、同年度末に市町村教育委員会も連携して「学校業務カイゼンプラン」を策定するなどさらなる取組を進めている。</p> <p>「学校業務カイゼンプラン」では、令和2年度において、各校月1人当たり時間外業務（勤務）時間数を対平成29年度比で</p>	<p>令和元年度の県立高等学校の部活動指導員（非常勤職員）については、配置3要件（①顧問が多忙②顧問が該当部活動の競技経験や指導経験がない③県が策定した部活動の方針を遵守すること）の全てを満たすこととした上で各高等学校に配置希望調査を行い、その結果を踏まえて配置する予定であったが、人事異動後、配置希望校の中に配置3要件を満たさなくなった学校（部）が出たため、予定よりも少ない配置数となった。</p> <p>そのため、高等学校の運動部活動について、顧問の競技経験の有無に関係なく部活動指導員を配置することにより増員を図ることとし、配置要件を「部活動指導員が指導する時は単独指導を原則とし、顧問の部活動指導時間を大幅に削</p>

機関名	意見内容	講じた措置												
	<p>25%削減することとし、年次の削減目標を設定すること、月80時間を超える時間外業務（勤務）を行う教職員の解消を目標とすることとして市町村教育委員会及び県立学校に平成30年3月に通知している。</p> <p>また、部活動が教職員の時間外業務の主な要因となっていることから、高等学校に部活動指導員（非常勤職員）を配置し、教員の勤務負担軽減及び部活動の充実を図っているが、高等学校における平成30年度の部活動指導員の配置は、11校12名にとどまっている。</p> <p>については、教職員の負担軽減を図るためにも部活動指導員について、その配置目的に沿うよう現状の課題・問題点を把握した上で有効に活用できるよう検討されたい。</p>	<p>減すること。※競技経験、指導経験は問わない。」と変更し、各学校が部活動指導員を配置しやすい条件を整えた。</p> <p>引き続き、学校の教職員の多忙解消の一環として、運動部活動に係る教職員の負担軽減に努めていく。</p> <p>○県立学校</p> <table border="1" data-bbox="922 477 1398 600"> <tr> <td>R 1 年度 (実数)</td> <td>R 2 年度 (予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12名</td> <td>29名</td> <td>単県費</td> </tr> </table> <p>(参考) 市町村立中学校の部活動指導員</p> <table border="1" data-bbox="922 685 1398 808"> <tr> <td>R 1 年度 (実数)</td> <td>R 2 年度 (予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>55名</td> <td>70名</td> <td>国補助事業</td> </tr> </table>	R 1 年度 (実数)	R 2 年度 (予定)		12名	29名	単県費	R 1 年度 (実数)	R 2 年度 (予定)		55名	70名	国補助事業
R 1 年度 (実数)	R 2 年度 (予定)													
12名	29名	単県費												
R 1 年度 (実数)	R 2 年度 (予定)													
55名	70名	国補助事業												
<p>教育委員会事務局高等学校課</p>	<p>8 県外生徒の受入れの推進について</p> <p>県外からの生徒の受入については、一般入試での受入れは以前から実施していたが、平成28年度入試から推薦入学における生徒募集を実施しており、平成29年度入学者選抜においては7校で17名、平成30年度は8校36名、平成31年度は9校42名の募集を行っている。</p> <p>そのため、県外から入学する生徒に対する環境整備については、地元家庭等への下宿、私立高校の学生寮の活用、地元自治体や不動産業者と連携し空き家物件等の調査を行い、受入体制が検討されている。</p> <p>しかしながら、入学した生徒数をみると平成29年度は4校10名、平成30年度は3校13名、平成31年度は5校14名にとどまっている。</p> <p>今後も減少が予想される県内の中学校卒業生数の状況や入学者が募集定員に満たない高等学校があるという状況から、県外からの生徒の受入を含めた高校の適正規模の維持及び活性化を図っていくことが必要である。</p> <p>については、県外生徒を募集している県立高校では、その確保に向け学校が持つ特性を活かした魅力づくりや情報発信を強化されたい。</p>	<p>本県においても県内中学校卒業生数が、今後も大幅に減少していくことが見込まれているが、少子化という全国的な問題の中で、県外からの生徒募集に取り組む道県も出てきており競争が生じつつある。</p> <p>県外からの生徒をさらに受け入れていくためには、学生寮などの受入環境の整備や、他県の高校と比べても中学生やその保護者が惹かれるような魅力づくりが必要となっている。</p> <p>これまでの県移住定住フェア等での情報発信や生徒募集活動に加え、平成30年度から県外生徒募集の基盤である住居の提供のため、県外生徒の下宿受入先の事前登録を促す補助制度の創設や私立高校と協定を締結し、私立高校学生寮への県立学校生の入寮を可能とするなどの受入環境の整備にも取り組んでいる。</p> <p>また、令和元年度には、他県の高校とも連携し、大都市圏で県外高校への進学を検討している中学生及び親子を対象とした説明会に参加し、県内高校の魅力をアピールし、県外生徒7名の獲得につなげた。</p> <p>加えて県外募集の魅力づくりの一環としての先駆的取組として、倉吉農業高校でスマート農業を導入することとし、機器を整備したほか、それに続く魅力づくりを岩美高校、日野高校で検討し、令和2年度事業として実際に取り組む。</p>												

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>今後も、さらに各校の魅力づくりに順次取り組んでいくとともに、令和2年度事業としてポータルサイトの創設やマスコミの活用による情報発信の強化に取り組む。</p>